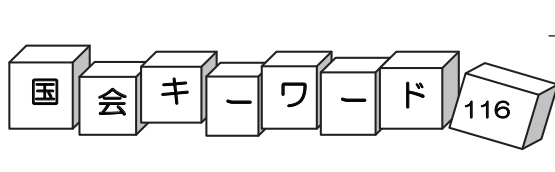


参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	国会キーワード「国会議員の資産公開制度」
著者 / 所属	水上 旭 / 庶務部議員課
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	441 号
刊行日	2021-12-17
頁	119
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20211217.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。



国会議員の資産公開制度

新聞紙面いっばいに広がる国会議員の資産公開について目にした方は多いかと思います。国会議員を対象とした資産公開制度は、「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」（以下「資産公開法」という。）等で定められており、少なくとも年に1回は、国会議員の資産の状況が公開されています。そもそも、なぜ、この制度ができたのでしょうか。昭和50～60年代にロッキード事件やリクルート事件といった大規模な汚職事件が続き、国会議員のいわゆる「政治とカネ」の問題が世間の耳目を集めました。これを契機に政党間でも議論が交わされ、国民の政治不信解消の一環として、「国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため」（資産公開法第1条）、平成4年12月に資産公開法が制定、翌5年1月施行、同年6月に国会議員の資産が初めて公開されました。以下、提出（議長宛）が必要な報告書の概要を記載します。

【資産等報告書】議員当選時（通常選挙、補欠選挙等問わず）に提出義務があり、任期開始日時点で保有する資産等について同日から100日以内に提出する。報告対象は①土地、②建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、③建物、④預金及び貯金（当座及び普通預金を除く）、⑤有価証券、⑥自動車・船舶・航空機・美術工芸品、⑦ゴルフ場の利用に関する権利、⑧貸付金、⑨借入金となっている。

【資産等補充報告書】任期開始日後、毎年新たに有することとなった資産等のうち12月31日時点で保有する資産等について翌年の4月中に提出する。報告対象は同上。

【所得等報告書】前年1年間の給与所得など総所得金額等について毎年4月中に提出する。

【関連会社等報告書】毎年4月1日時点で報酬を得て就任している団体等の名称及び役職等を4月中に提出する。

以上の報告書は、提出期限の60日経過後から閲覧に供され、7年間の保存が議長に義務付けられています。未報告や虚偽報告について罰則はありませんが、場合によっては政治倫理審査会において審査の対象となることがあります。よって、報告書の訂正は、議長に訂正願を提出し、訂正部分は視認できるよう字体を残すなど厳格に取り扱われています。

このほか、原則として閲覧はできませんが、毎年4月1日時点で報酬を得ずに就任している団体等の名称及び役職等については、「行為規範」（昭和60年10月議決、平成4年12月改正）の規定に基づいて、別途4月中に議長に提出が義務付けられています（いわゆる「企業・団体の名称等届」、資産公開法施行と同時に開始）。

なお、国会議員の資産公開制度とは別に、政務三役については平成13年1月に閣議決定された「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」に基づき、本人、配偶者及び扶養する子の資産公開が行われています（閣僚の資産公開については、これ以前に昭和59年1月から各大臣の申合せにより行われていた）。

また、地方公共団体についても、資産公開法第7条の規定に基づいて、各々の条例により資産公開制度が設けられています。

みずかみ あさひ
（水上 旭・庶務部議員課）